

志摩市総合計画

後期基本計画

〔概要版〕

平成 23 年 3 月

志摩市

●計画策定の趣旨

志摩市では、平成 18 年 3 月に「住んでよし、訪れてよしの志摩市」をまちづくりの基本理念とし、市民が安全・安心に生活することはもとより、訪れた人にも住んでみたいと思わせるまちづくりを実現することをめざし、以降 10 年間のまちづくりに関する基本的な方針を定めた市政運営の最上位計画である志摩市総合計画を策定しました。

前期基本計画の計画期間の終了を迎える今、大きく変化する社会経済情勢を加味するとともに、志摩市まちづくり基本条例を遵守し、自己決定・自己責任を基本とした市民自治活動を促進し、市民が主体となるまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、まちの活性化を図るためには「志摩」ならではの地域資源を有効に活用し、「市民が稼いで幸せになれるまちづくり」をめざし、積極的な政策を計画・展開していくことも大切になってきます。

こうしたさまざまな課題を踏まえ、改めて基本構想に示されたまちづくりの基本理念の実現に向けて必要な施策を体系的に示し、後期基本計画として策定しました。

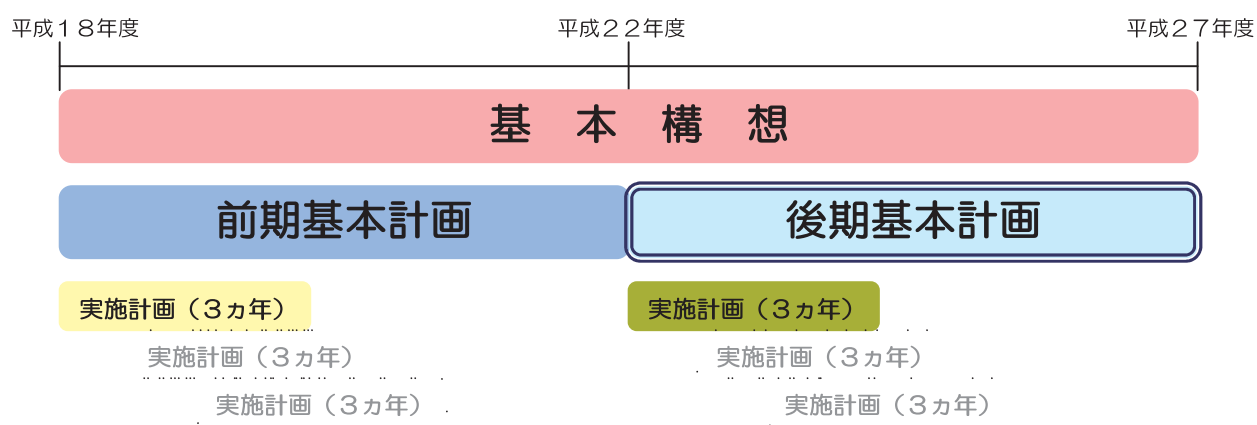
●計画の構成と期間

「基本構想」…まちづくりの根本に置くべき「まちづくりの基本理念」を示し、それを基に「めざす志摩市のすがた」とそれを実現するための「まちづくりの政策」を示すものです。

「基本計画」…基本構想で示した目標に向けて進める施策を体系的に定め、後年度の評価の指標となる目標数値を示すものです。

「実施計画」…基本計画に示した施策を進めるため、具体的事業の内容、事業費および実施年度を明らかにし、財政計画との整合を図るものです。

～総合計画のしくみ～



※実施計画は、毎年度点検・見直しを実施

●まちづくりの基本理念

志摩市は、三重県の東南部に位置し、全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、美しい自然に囲まれています。古くは、豊かな海の幸を都に献上した「御食つ国（みけつくに）」として知られ、今も、恵まれた気候や地の利をいかした水産業や農業、観光業が営まれています。

志摩市のまちづくりにおいては、美しい自然を守り、その大切さを後世に伝えながら、自然環境に負荷がかからない生活を持続します。そして、自然の持つサイクルを水産業や農業、観光業などにいかし、自然と共生するまちをめざします。一方、自然災害にも的確に対応できるよう、危機管理体制を整えます。

この地域は、志摩市の合併以前から生活圏をともにし、日常的な交流が盛んでした。各地区には特徴ある祭りや伝統芸能が受け継がれ、先人からの歴史・文化が今も息づいています。

これからも、これらの歴史・文化を未来へと継承しながら、市民が情報を共有しやすく、互いに行き来しやすい環境を整え、地域間、市民どうしの輪を広げ、志摩市としての一体感を高めます。

さらに、志摩市民が持っているやさしさと粘り強さをいかし、協働のもとで、だれもが安心して暮らせる「人にやさしいまちづくり」を進めます。また、志摩市を訪れる人にも「心のもてなし」を実感していただくことにより、なごみの空間として、さらにたくさんの人びとをいざないます。

この計画では、『住んでよし、訪れてよしの志摩市』を基本理念とし、市民と行政が共有する6つの「志（こころざし）＝おもい」を掲げ、協働のもと、その実現をめざします。

◆◇基本目標と地域づくりの方針◇◆

■基本目標 1

環境の志
自然とともに生きる

■基本目標 2

生活・安全の志
安全を保ち、快適に暮らす

■基本目標 3

地域経済の志
まちを潤す

■基本目標 4

健康・福祉の志
人と命を大切にする

■基本目標 5

教育・文化の志
人を育て、
ふるさとを誇る

■基本目標 6

まちづくりの志
未来を拓く

■地域づくりの方針 1

市民一人ひとりが輝くまちづくり

■地域づくりの方針 2

地域コミュニティが発展するまちづくり

■地域づくりの方針 3

「志摩のちから」を発揮するまちづくり

今後、本市が重点的に取り組んでいくこと

新しい里海創生によるまちづくり

里海（さとうみ）って、なに？

里海とは、「ひとの暮らしと自然の営みが密接につながっている海のこと」です。

本市は古くから「御食^{みけ}つ^{くに}」と呼ばれるほど豊かな水産資源に恵まれており、私たちは漁業や真珠養殖など、海の恵みを利用して生活してきました。でも私たちは、単に海の恩恵を受けてきただけではありません。田畑や日常の生活の中から、栄養を含んだ水が海に流れ込み、多くの生き物を育ててきた結果、人と海との共存関係が保たれてきました。

持続的に海の恵みを利用するためには、こうした共存関係を維持することが必要なのです。



人と海とが共存する「里海」を維持するためには…

●海の生き物とのつながりについて考えよう

私たちが食べる魚や貝は、食物連鎖の環の中で多くの生き物とつながっています。このつながりのバランスが崩れないように海の環境保全や漁業の資源管理に取り組むことが必要です。

●森から海につながる水環境を保全しよう

森や里地に降った雨は、川を通じて海に流れていきます。こうした水環境が健全でなければ、豊かな里海を育むことはできません。海には関係のないように思える森や里地の水環境を保全することが里海づくりには大切です。

「稼げる!」「学べる!」「遊べる!」 新しい里海をめざして…

かつての里海は、水産業や農業を中心とする産業と海の自然環境の共存関係、つまり人と海とのバランスが保たれている沿岸域でした。しかし現在では、生活様式が大きく変わり、水産業や農業以外に観光業やレクリエーションなど、さまざまな形で沿岸域が利用されるようになったことから、このバランスが保てなくなっています。

こうした変化に対応し、新たな人と海とのバランス^{イコール}＝「新しい里海」を創生していくため、沿岸域が一体となった総合的管理の取り組みを進める必要があります。



新たな人と海とのバランス＝「新しい里海」を創生していくためには…

●稼げる里海（産業里海）とは？

多くの水産物が水揚げされるとともに、自然体験などの観光利用により、大きな利益を得ることができる豊かな沿岸域のことです。

●学べる里海（教育里海）とは？

自然を大切にする人材育成のために環境学習は重要です。豊かな生態系を持つ干潟や藻場は、環境学習の場として活用できる貴重な沿岸域となります。

●遊べる里海（観光里海）とは？

水産業や観光業のほかに、潮干狩りや海水浴など市民の憩いの場としても活用することができる楽しい沿岸域のことです。



●沿岸域の総合的管理を進めるための主な取り組み

○「新しい里海」創生基本計画（仮称）を策定します。

・計画の策定および目標の設定

○沿岸域の保全を図ります。

・生物多様性の高い干潟、藻場の再生など

○生活排水対策の推進を図ります。

・合併処理浄化槽の普及、下水道の接続率の向上など

○美しい景観の保全に努めます。

・人々の暮らしと一体となった里海にふさわしい景観の保全、活用

○農林水産業、観光業の振興を図ります。

・環境と調和した農林水産業の振興

・一次産業の活性化、自然学校、ビジターセンターとの連携

○志摩ブランドの創出を図ります。

・地域全体のブランド化など

○地産地消（食）の推進を図ります。

・学校給食、宿泊施設、飲食店などでの積極的な活用

○環境教育の推進を図ります。

・沿岸域を活用した体験学習の推進など

市民とともに進めるまちづくり

市民一人ひとりがまちづくりの多くの場面で主役として活躍できる市民とともに進めるまちづくりをめざし、「志摩市まちづくり基本条例」の理念などを踏まえながら、協働のしくみを構築します。

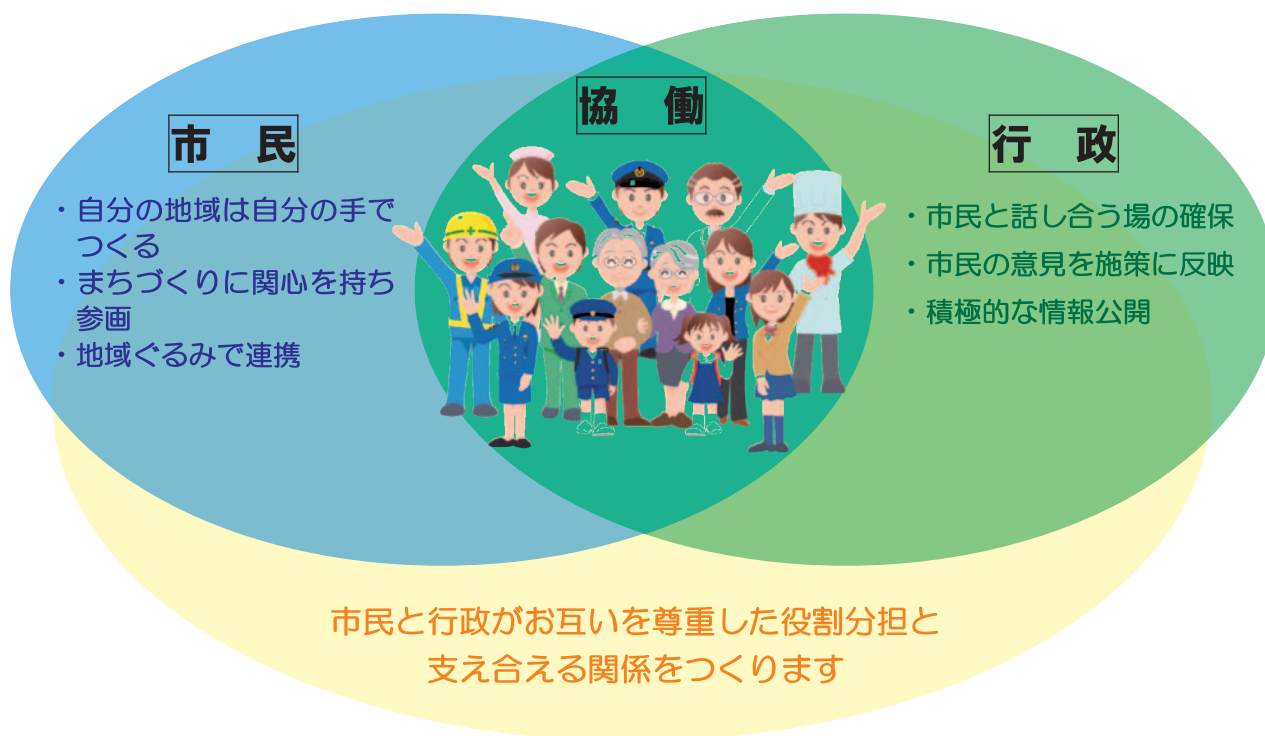
（１）住民自治の育成

地域の力をこれからもまちづくりにいかすことができるよう、住民自治の意識を高めるとともに、住民自治活動の実践に向け、地域内でのさまざまな市民組織のネットワーク化が図れるよう努めます。

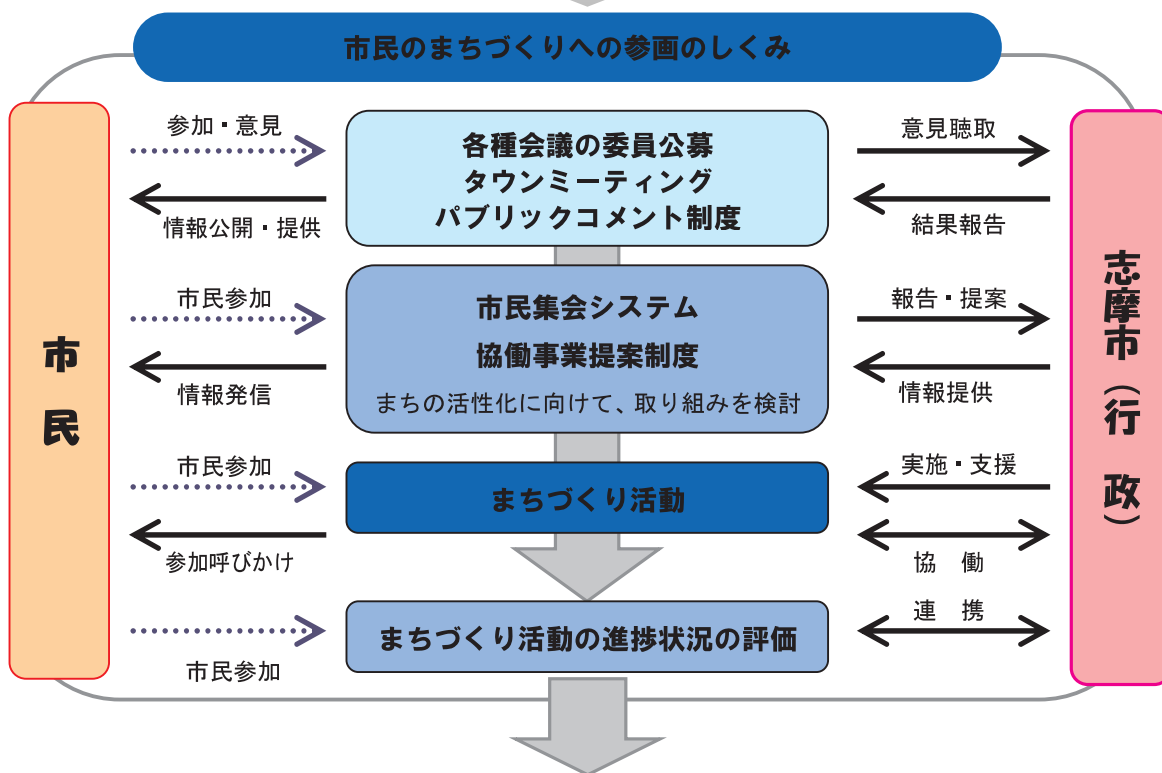
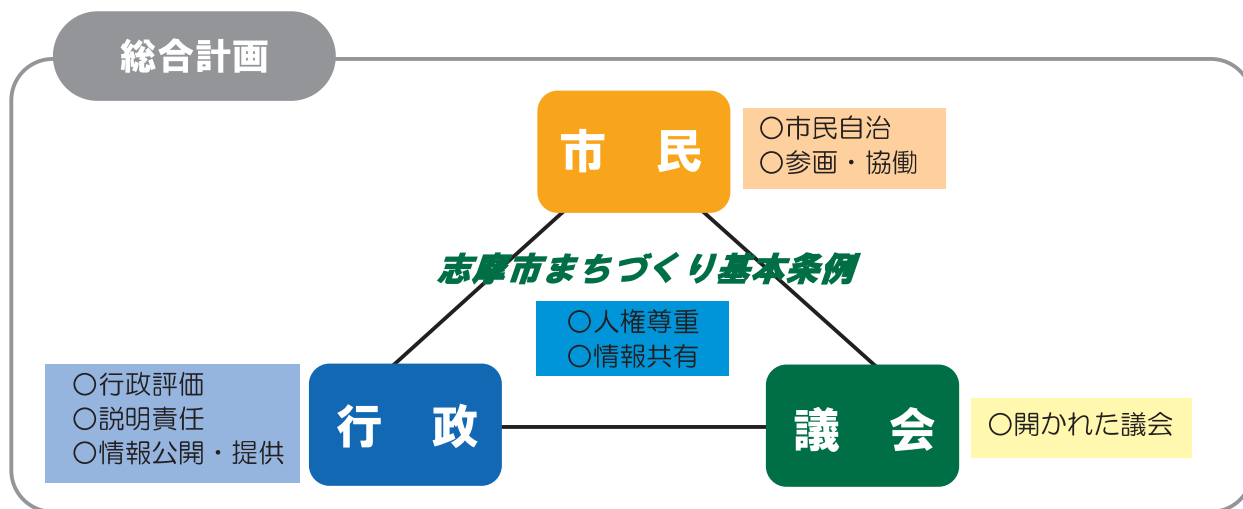
（２）市民による政策形成や市政への参画・協働

市民に開かれたまちづくりを進めるため、情報公開を積極的に行うとともに、「市民集会システム」や「協働事業提案制度」などを通じて、市民参画を促進し、協働によるまちづくりを進めます。

■協働の概念



■市民とともに進めるまちづくりのしくみ



協働による持続的なまちづくり活動の展開



目標 1 環境の志——自然とともに生きる

身近な自然や地球環境への負荷の低減を図り、自然のなかで調和の取れた暮らしが将来にわたって続けられるまちをめざします。

政策 1 自然環境の保全

施策（１）自然保護・再生の推進

美しい自然環境のなかで暮らし続けられるまちをめざし、身近な問題である環境を通じて自然保護への関心を高めるとともに、沿岸域の総合的な管理を推進し、新しい里海づくりを進めます。また、水環境の向上や自然環境の保全を推進するとともに、自然に配慮した沿岸域の環境再生に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み ①自然保護・再生の推進

施策（２）景観保全の推進

「住みよいまちづくり」をめざして、環境監視員や自転車等巡視員による監視巡回などを通じて、環境保全や美化意識の向上を図ります。また、一人ひとりが自然と環境を守るという意識を高めるための取り組みを推進します。

主な取り組み ①環境保全・美化の推進 ②自然景観の保全

施策（３）公園・緑地の整備

市民が安心して快適に過ごせる憩いの場となる公園や緑地の整備・保全に向けて、志摩市緑の基本計画に基づき、地域住民との協働による公園の維持管理やバリアフリー化を進め、安心な空間づくりに努めます。また、防災拠点として都市公園設備の整備・充実を図るなど、防災機能の強化に努めます。

主な取り組み ①公園・緑地の整備・保全 ②防災機能の強化 ③自然景観をいかした公園整備

政策 2 環境共生型社会の構築

施策（１）ごみ処理、リサイクルの推進

ごみの減量や適正なごみ処理を推進するため、鳥羽志勢広域連合での新たなごみ処理施設の早期稼働に向けて取り組みます。また、持続可能な循環型社会の構築に向け、ごみの減量・リサイクルの推進を図り、市民一人ひとりのごみの発生・排出抑制やリサイクルに関する意識を高めるとともに、ごみ問題にかかわる市民活動グループを育成します。

主な取り組み ①適正なごみ処理の推進 ②ごみの減量化・リサイクルの推進

施策（２）環境保全対策の推進

持続的に発展することができる社会の構築をめざし、地球温暖化防止対策に取り組むとともに、環境基本計画の策定に向けた検討を進め、環境保全に関する取り組みを推進します。

主な取り組み ①環境保全対策の推進

施策（３）上・下水道の整備

快適で衛生的な生活を送ることができるよう、上水道施設整備事業等に取り組み、安全で安定的な水を供給するとともに、下水道施設の適正な維持管理に努めます。また、地域周辺の水環境の保全や閉鎖性海域の富栄養化対策を進めるため、合併処理浄化槽の普及など、生活排水対策を推進します。

主な取り組み ①上水道の整備 ②災害等緊急時の水道施設整備 ③下水道の整備

施策（４）し尿処理の推進

鳥羽志勢広域連合と連携を図りながら、し尿および浄化槽汚泥の適正な処理に努めます。

主な取り組み ①し尿処理の推進

施策（５）斎場・火葬場の整備

地域の需要に応じた火葬場の整備・運営に向けて、関係機関、関係者と協議し、関係地域の理解を得ながら、新火葬場の整備を進めるとともに、自治会や墓地管理委員会による墓地の適正な管理運営、環境整備に努めます。

主な取り組み ①火葬場および墓地の整備

目標 2 生活・安全の志——安全を保ち、快適に暮らす

自然災害に強く、日常生活における安全・安心な暮らしが確保されるまちをめざします。また、交通環境や居住環境が整った、便利で快適に生活できるまちをめざします。

政策 1 災害・火災対策の推進

施策（１）消防・防災対策の推進

防災体制を充実させ災害時に対応できるまちをめざして、消防体制を強化し消防力の充実を図るとともに、救急救助体制の充実や地域防災力の向上を図ります。また、防災施設・設備などの整備充実などにも努めます。さらに、テロなどの有事における対策やインフルエンザなどの感染症への対策も進めます。

主な取り組み

- ①消防力の充実
- ②救急救助体制の充実
- ③地域防災力の向上
- ④予防・監視体制の強化
- ⑤応急・復旧体制の整備
- ⑥有事対策への対応

施策（２）河川・海岸・砂防の整備

市民の不安を取り除くため、洪水防止対策や土砂災害対策などを推進し、自然災害を防止するとともに、眺望や景観に配慮した河川・海岸の整備・保全に努めます。

主な取り組み

- ①河川・海岸・砂防の整備



政策 2 生活安全対策の推進

施策（１）交通安全・防犯の推進

交通事故や犯罪から身を守り、安全・安心に暮らせるまちづくりをめざします。子どもや高齢者をはじめ、市民の交通安全意識を高めるとともに、計画的な交通安全施設の整備・改修を推進します。また、防犯関係団体の協力を得て青色防犯パトロールを実施するなど、防犯体制の強化に努めるとともに、防犯灯など防犯施設の整備・改修を推進します。特に防犯灯の維持管理についてはＬＥＤの導入を検討するなど、維持管理費の削減に努めます。さらに交通安全会と防犯委員会を一元化し、活動の合理化を図ります。

主な取り組み

- ①交通安全対策の推進
- ②防犯対策の推進

施策（２）消費者保護の推進

健全な消費生活を送ることができるよう、地域と連携しながら消費者保護のための啓発に努め、市民が正しい知識を持つことができるよう支援します。また、消費者からの苦情、相談などへの迅速な対応に努めます。

主な取り組み

- ①消費者保護の推進

政策3 居住環境の整備

施策（１）計画的な土地利用、まちづくりの推進

計画的な土地利用を行い、魅力的なまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランの方針にしたがって地区構想を策定するとともに、用途地域の指定を進めます。また、志摩市景観計画を策定し、本市の特徴をいかした景観の保全・創出に努めます。一方、土地の保全管理や土地行政の円滑化のため、計画に基づき地籍調査を推進します。

主な取り組み ①計画的な土地利用の推進 ②土地に関する調査の推進

施策（２）良質な住宅の整備

既存の老朽化した市営住宅の効率的・効果的な更新を実現し、地域の実情と実態を踏まえ、良質な市営住宅を供給するため、住宅の需要調査および供給の方針など基本計画の策定に努めます。また、一般の木造住宅の耐震化に向けて、必要性や正しい補強方法を周知・啓発し、耐震化を促進します。

主な取り組み ①良質な住宅の供給 ②耐震化の推進

政策4 交通体系の整備

施策（１）道路網の整備・充実

日常生活における利便性を高めるため、広域幹線道路や市道の整備を進めるとともに、橋梁の耐震化および長寿命化をはじめ、バリアフリー化の推進、道路景観の向上など、道路環境づくりに努めます。

主な取り組み ①広域幹線道路の整備 ②市道の整備 ③道路の耐震化・長寿命化の推進
④道路環境の向上

施策（２）公共交通体系の充実

生活交通の利便性を図るため、バス路線や定期航路の維持・確保に努めながら公共交通網の整備を行うとともに、交通体系の見直しを進めます。

主な取り組み ①公共交通網の整備 ②交通体系の見直し

施策（３）港湾機能の強化

港湾機能のより一層の強化に向けて、防災・観光の機能を有する港湾の整備について、県への要望を継続して行います。

主な取り組み ①港湾機能の強化

政策5 離島地域の振興

施策（１）離島地域の振興

離島地域において今後も安全・安心に生活することができるよう、離島振興計画に基づき、防災機能をはじめ、保健・医療・福祉のサービスを充実させるなど、生活全般での支援に努めるとともに、産業の振興を図ります。

主な取り組み ①市民サービスの向上 ②防災・安全機能の向上 ③産業の振興
④島おこし団体、リーダーの育成

目標 3 地域経済の志——まちを潤す

農林水産業や観光業の活性化を促進するとともに、産業間の連携を図り、各地域の資源や風土をいかした地域産業によって、活力が維持されるまちをめざします。

政策 1 農林水産業の振興

施策（１）水産業の振興

水産業の振興と漁業経営の安定を図るため、漁業者による沿岸生態系の回復など、漁場環境の整備・改善を図りながら適切な資源管理を進め、異業種間の交流や担い手の育成などによる経営基盤の強化に努めます。また、漁港施設の適切な管理を行い、生産基盤の確保に努めます。

主な取り組み

- ①水産業の総合的振興
- ②資源の増殖と適切な管理
- ③経営基盤の強化
- ④生産基盤の整備

施策（２）農林業の振興

農林業の振興に向けて、志摩市農業振興地域整備計画に基づき事業を推進するとともに、異業種間連携や農業生産基盤の整備などにより、地域内での連携を深め、付加価値を高めることをはじめ、流通の多様化や農作物などの製品化を検討します。また、各種団体と連携しながら、農林業を通じた緑化や自然環境の保全を進めるとともに、鳥獣被害に対する防止対策を推進します。

主な取り組み

- ①経営基盤の確立
- ②農業・農村基盤の整備
- ③森林の保全・整備
- ④獣害対策の推進



政策 2 商工業の振興

施策（１）雇用の促進、新規産業の育成

市内における雇用の促進と安定を図り、新規産業の育成に努めるため、就労支援体制の整備をはじめ、企業活動、コミュニティビジネスへの支援などに取り組みます。また、働き手が安心して就労できるよう、商工会等関係機関と連携しながら、勤労者福祉の充実を図ります。

主な取り組み

- ①魅力ある雇用の場づくり

施策（２）商工業の振興

商工業の振興を図るため、商工会等と連携しながら、企業・商業活動への支援に努めるとともに、農水商工の連携を強化します。

主な取り組み

- ①企業・商業活動への支援
- ②企業立地の促進

政策3 観光空間づくりの展開

施策（1）観光の振興

観光を通じた産業の振興を図るため、観光圏整備事業やエコツーリズムの推進、魅力的な着地型観光商品の造成など、さまざまな観光戦略を通じて滞在型観光を推進します。また、「おもてなしの心」づくりをはじめ、外国人観光客にも着目して観光案内の充実を図るなど、国内外の観光客が訪れやすい環境づくりに努めます。

主な取り組み ①集客力の向上 ②心のもてなしづくり ③連携体制の強化

施策（2）観光拠点の整備

地域の特性をいかした魅力的な観光空間づくりを行うため、観光拠点の整備をはじめ、観光客にとって利便性の高い市内交通網の構築、観光施設のユニバーサルデザイン化などを進めます。

主な取り組み ①観光拠点の整備

政策4 志摩ブランドの構築

施策（1）志摩ブランドの育成・振興

市内で生産された農林水産物および地域の歴史・風土に根ざした加工（調理）方法で製造された製品等のなかで志摩のイメージに合致するものを「志摩ブランド」と認定し、地域産業の振興に努めます。

主な取り組み ①地域イメージの向上 ②高付加価値化の推進
③産業間の連携 ④地産地消の推進



目標 4 健康・福祉の志——人と命を大切に作る

子どもから高齢者まで、生涯にわたって心身ともに健康で生きがいを持てるまちをめざします。また、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重され、だれもが社会の一員として等しく参画できるまちをめざします。

政策 1 健康づくりの推進

施策（1）健康づくりの推進

市民が生涯を通じて健康づくりに取り組み、だれもが元気に暮らせるまちをめざし健康志摩21計画をはじめとする各種計画に基づき、食・運動・歯の健康・こころの健康などの分野に関し取り組みを進め、生活習慣病予防等を推進します。また、健やか親子の推進による子育て支援、精神保健対策や感染症対策など、それぞれの分野における保健施策を推進します。

主な取り組み

- ①生涯を通じた健康づくりの推進
- ②こころの健康づくりの推進
- ③子育て支援の強化推進
- ④感染症対策の推進

政策 2 医療体制の充実

施策（1）地域医療・救急医療体制の充実

地域医療・救急医療体制を充実させ、安全・安心に暮らせるまちをつくるため、医師不足の解消や適正受診の促進による地域医療を支える環境づくりをはじめ、県立志摩病院、医師会等関係機関との連携により、救急医療体制や休日応急診療の充実を図ります。また、地域医療を持続させるため、市民病院の経営の健全化に努めます。

主な取り組み

- ①地域医療・救急医療体制の充実

政策 3 福祉の充実

施策（1）地域福祉の充実

だれもが安心して暮らすことのできる地域づくりをめざすため、志摩市地域福祉計画に基づき、地域福祉行政を推進します。また、市民の自発的な活動やボランティア、NPO法人等の活動を支援し、地域で支え合い、助け合い、人として尊重されるまちづくりを推進します。

主な取り組み

- ①地域福祉計画の見直し・展開
- ②地域福祉推進体制の整備
- ③福祉のまちづくりの推進

施策（2）高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らすことができるよう、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づき、施策や事業を展開するとともに、介護予防事業や生きがいづくり対策などを推進します。また、介護保険サービスについては必要に応じて適切な提供に努めます。

主な取り組み

- ①介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進
- ②生きがい対策の推進
- ③在宅福祉サービスの推進

施策（3）障がい者（児）福祉の充実

障がいのある人や子どもが住み慣れた地域で社会参加しながら自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの充実や自立と社会参加の促進を図るなど、地域でともに暮らすことのできる支援体制の整備に努めます。

主な取り組み

- ①障害者自立支援法への対応
- ②自立と社会参加の促進
- ③地域共生生活の実現

施策（4）社会保障の充実

だれもが健やかに安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険および後期高齢者医療制度の安定的な運営と充実を図り、公的医療保険の画一性を補完するため福祉医療費助成制度を実施するとともに、一次予防の観点から特定健康診査・特定保健指導を適切に実施します。また、国民年金については、制度の正しい理解を得るための周知啓発に努めます。

主な取り組み

- ①社会保障制度の適正な運営

政策4 子育て支援の充実

施策（1）児童福祉の充実

少子化の進行や核家族、共働き家庭の増加などの社会状況の変化に対応し、子育て・子育てがしやすいまちをつくるため、志摩市次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき、児童虐待への対応や相談支援の充実、保育サービスの充実などを図ります。また、多様な家庭が安心して子育てができるよう、ひとり親家庭への支援や、志摩市立保育所・幼稚園等再編計画に基づき、児童福祉施設等の施設を整備し、子育て関連施設の活性化を図ります。

主な取り組み ①子育て支援の充実 ②ひとり親家庭等の自立支援 ③児童福祉施設等の整備



政策5 人権の尊重

施策（1）人権施策の推進

志摩市人権施策基本方針に基づき、部落差別をはじめ、さまざまな差別をなくすことをめざし、取り組みを推進します。また、志摩市人権センター（仮称）の設置については、市民との協働のもと、引き続き検討していきます。

主な取り組み ①人権施策の推進

施策（2）人権啓発の推進

人権に対する市民の意識をより一層高めるため、市内の人権啓発推進ネットワークの拡充を図るとともに、人権啓発を推進する体制を整備し、人権啓発の充実を図ります。

主な取り組み ①人権啓発の実施

施策（3）人権教育の推進

地域社会のなかで温存されている誤った価値観が原因となり、差別問題や人権侵害が引き起こされるなど、個人の基本的人権が尊重されていない現状が多くみられるため、学校教育や生涯学習などのさまざまな機会を通じて、人権に対する意識をより一層高めるための人権教育を推進するとともに、教職員の研修機会を充実するなど、人権を大切にする環境づくりを推進します。

主な取り組み ①人権教育の推進

政策6 男女共同参画社会の実現

施策（1）男女共同参画の推進

市民一人ひとりが性別に関係なくあらゆる分野において参画し、能力が発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、志摩市男女共同参画推進プランに基づいて市民の意識改革のための啓発に努めます。また、働きやすい環境づくりに向け、職場における男女共同参画の推進や子育て支援・家庭介護支援などについて計画的に取り組むとともに、施策をより一層進めるための条例制定について検討します。

主な取り組み ①男女平等意識の啓発 ②男女共同参画社会づくり ③働きやすい環境整備

目標 5 教育・文化の志——人を育て、ふるさとを誇る

生涯にわたって自ら学び、文化的な活動や伝統文化の継承、地域間交流や国際交流など、さまざまな交流体験を通じて次代を担う人材が育成されるまちをめざします。

政策 1 生涯学習・スポーツの推進

施策（１）生涯学習の推進

自発的な生涯学習を促進し、生きがいのある生活が送れるよう、多様な市民ニーズに対応した学習プログラムを各地区の生涯学習施設で展開します。また、核家族化、少子高齢化など家庭を取り巻く環境の変化が急速に進むなか、家庭教育の充実が急務であることから、成人教育の一環と位置づけ、支援、展開していきます。図書館（室）については、生涯学習やまちづくりの拠点施設として極めて重要な施設であるため、志摩市立図書館を中心に地域インターネットシステム等の機能を活用しながら快適で親しみのある運営に努めます。

- 主な取り組み**
- ①家庭における教育力の充実
 - ②世代、性別を超えた生涯学習の充実
 - ③生涯学習の施設整備と人材確保
 - ④図書館（室）の整備・充実

施策（２）生涯スポーツの振興

スポーツ振興計画に基づき、だれもが時間や場所を問わず、生涯スポーツに気軽に参加できるまちをめざし、スポーツに親しむ場の提供やスポーツ団体の育成、総合型地域スポーツクラブの育成など、地域スポーツの振興を図ります。また、スポーツ施設の統廃合をはじめ、老朽化対策や耐震補強の必要な施設を整備し、安心してスポーツを行うことができる環境づくりに努めます。

- 主な取り組み**
- ①生涯スポーツの振興
 - ②スポーツ施設の整備・充実
 - ③スポーツ団体等の育成・支援

施策（３）青少年健全育成の推進

将来の担い手として、地域の子どもたちが健全で心豊かに成長することのできる環境を整えるため、しまこどもセンター事業を推進するとともに、青少年補導センターの活動充実や地域ぐるみでの健全育成活動を支援します。

- 主な取り組み**
- ①地域における教育力の活性化
 - ②青少年育成市民運動の推進

政策 2 学校教育の推進

施策（１）学校教育の推進

人間性豊かで自立できる、たくましい子どもを育成していくため、幼児教育の推進をはじめ、学校と地域、家庭の連携強化、食育の実施、情報教育や環境教育など、さまざまな教育内容の充実を図ります。また、教育委員会の指導体制整備や就学環境の改善、学校教育施設設備の整備・充実など、安心して子どもたちが学べるための環境づくりに努めます。

- 主な取り組み**
- ①幼児教育の推進
 - ②学校と地域、家庭の連携強化
 - ③時代に対応した教育の推進
 - ④教育委員会の指導体制整備
 - ⑤就学環境の改善
 - ⑥学校教育施設設備の整備・充実



政策3 伝統・文化の振興

施策（１）伝統文化の保存・活用

市民が文化財にふれ、郷土への愛着を深めることができるよう、埋蔵文化財の保護・保存を図るとともに、郷土の伝統行事・芸能の保存・継承の支援に努めます。また、歴史資料として学習資源や観光資源に活用することも視野にいれ、文化財の展示、普及・公開などを行います。

主な取り組み ①文化財の保存 ②文化財の活用

施策（２）地域文化の振興

潤いとやすらぎがあり、だれもが心豊かに暮らせるまちをめざし、質の高い芸術鑑賞の機会の充実を図るとともに、市民自らが参加する芸術文化活動を支援するなど、文化の視点からのまちづくりを推進します。また、市内各地域には、それぞれ個性豊かな生活・歴史文化が根づいており、地域文化力を高めることが郷土への愛着や誇りを培うことに寄与するため、これらの文化的財産を地域振興につなげていくための取り組みを進めます。

主な取り組み ①芸術文化、生活文化活動の振興 ②文化の視点からのまちづくり



政策4 交流の促進

施策（１）地域間交流の展開

地域間交流を活発にするため、市民参画により市民相互や地域の団体間など、多くの接点から交流を進めます。また、大学との連携や「志摩びとの会」の交流ネットワークなども活用しながら、さまざまな分野を通じて交流の機会をつくります。

主な取り組み ①広域交流の促進 ②地域内交流の推進

施策（２）国際交流の展開

国際交流を通じて、地域の特性や自己の文化を再認識するとともに、国際感覚に富んだ人材の育成や外国人の受け入れ体制の整備など、国際交流のための推進体制を整備します。

主な取り組み ①国際交流の推進体制の整備 ②国際感覚に富んだ人材の育成
③姉妹（友好）都市提携の検討

目標 6 まちづくりの志——未来を拓く

住民自治活動の充実・強化を促進し、市民が主役となり、自分たちのことは自分たちで決定し、実行できる地域コミュニティをめざします。あわせて、質の高い効果的な行政サービスを提供することにより、市民と情報を共有しながら、自立できるまちをめざします。

政策 1 行政サービスの向上

施策（１）行政改革の推進

簡素で効率的な行政経営をめざすため、志摩市行政改革大綱に基づき、それぞれの改革項目の実現に向けて、志摩市行政改革実施計画の具体的な施策を推進するとともに進行管理を行い、行政サービスの向上を図ります。

主な取り組み ①行政改革の推進

施策（２）行政サービスの向上

多様な市民ニーズに効率的、効果的に対応していくため、職員定数の適正化や研修を通じた職員の資質の向上をはじめ、窓口サービスの充実など、行政サービスのさらなる向上をめざします。また、文書管理の適正化や公用車の効率的な活用を図ります。

主な取り組み ①人事管理の推進 ②窓口サービスの向上 ③文書管理の適正化
④公用車の適正化促進

施策（３）財政の健全化

効率的・効果的かつ健全な財政運営を行うため、財政計画に基づく財政運営や財源の重点的な配分を行うとともに、市有財産の適正な管理と有効利用や依存財源の有効活用などにより、財源の確保に努めます。また、コンビニ収納等の実施により納税窓口を拡充するなど、多様な徴収方法により徴収率の向上を図ります。

主な取り組み ①財源の効果的配分 ②財源の確保

施策（４）広域行政の展開

広域的な連携のもと、効率的・効果的な行政運営を行うため、必要に応じて県や近隣市町に働きかけ、一部事務組合、広域連合および定住自立圏構想などの制度を活用し、施策を推進します。

主な取り組み ①広域行政の展開

政策 2 情報化の推進

施策（１）情報化の推進

市民サービスの向上、行政の効率化、情報格差の是正などに向けて、地域情報化の推進や電子自治体の推進を図ります。また、だれもが安全・安心に情報を活用することができるよう、情報に対する保護対策の充実を図ります。

主な取り組み ①地域情報化の推進 ②電子自治体の推進 ③情報保護対策の充実

政策3 市民に開かれたまちづくり

施策（１）行政情報の提供

市民と行政が情報を共有し、協働による開かれたまちづくりを進めるため、広報紙をはじめ、ホームページ、ケーブルテレビなどのさまざまな媒体を活用して行政情報の提供に努めます。また、開かれた市議会をめざし、「議会だより」の配布や議会中継など、議会情報の発信に努めます。

主な取り組み

①行政情報の提供

施策（２）まちづくりへの市民参画

まちづくりや地域づくりに参加する市民や市民活動団体、ボランティア団体等の活動のための環境を整備し、協働の担い手となる市民や団体の育成、活動支援を進めます。また、こうした市民や団体のまちづくりへの参画機会の充実や協働のルールを明確にすることにより、協働によるまちづくりを推進します。

主な取り組み

①まちづくりへの市民参画

施策（３）市民活動の活性化支援

市民活動団体等の活動を活発化させ、成熟した市民社会の構築をめざすため、市民活動支援センターの効果的な運営を行います。また、活動団体間の連携や交流を促進するとともに、市民活動への支援に努めます。

主な取り組み

①市民活動への支援



政策4 住民自治基盤の強化

施策（１）住民自治基盤の強化

住民自治基盤の強化を図り、これからも地域の力をまちづくりにいかすことができるよう、住民自治に関する意識の向上をはじめ、まちづくり基本条例を推進するための体制の整備、住民自治活動の実践、自治会活動の充実・強化などを図ります。

主な取り組み

①住民自治基盤の強化



●市民・地域とともに進める取り組み

後期基本計画においては、市民や地域、行政がともに協力しながら、まちづくりを進めていくため、市民・地域に期待される取り組みや協働で進める取り組みを示しています。まちの将来像の実現に向けて、みんなで計画を進めていきましょう。

- 水環境の保全に身近なことから取り組みましょう。
- 里山に親しんだり、保全する活動に取り組みましょう。
- ごみの分別の徹底や、ごみの減量に努めましょう。
- 子どもへの環境教育を中心に行い、大人の環境に対する意識も高めましょう。
- 災害時に対応できるように、日頃からの防災意識を高めましょう。
- 公共交通を利用しましょう。
- 情報の共有化を図り、異業種間などの交流を深めましょう。
- おもてなしの心を育てましょう。
- 観光スポットや沿道の美化清掃等により、観光地としての環境を保全しましょう。
- イベントによる地元産品を売り出すなど、地元産品をPRしましょう。
- 地域を知るための学習や交流の場をつくりましょう。
- 病院へのかかり方や、適正な受診のあり方を考えましょう。
- 医療について、問題意識を持ちましょう。
- 健康づくりに取り組みましょう。
- 自主的にボランティア等の活動に参加しましょう。
- 地域の行事・イベントに子どもたちの参加を促しましょう。
- 保護者が学校の先生と互いに顔がみえる関係をつくりましょう。
- 地域の文化財について学び、関心を持ちましょう。
- 伝統芸能や文化財などを守り育てましょう。
- 市政に対して関心を持ち、パブリックコメントなどを活用しましょう。

市民・地域の取り組み



- 水質調査を協働で行い、対策を立てましょう。
- まちのごみ拾いや不法投棄などをなくすための取り組みを行いましょう。
- 環境に対する意識の向上や行動を起こせるように情報提供をしましょう。
- 災害時に備えて地域のつながりを強め、対応できる体制をつくりましょう。
- 地域経営のための産業を再生しましょう。
- 行政と民間（産業関係）との話し合いからはじめ、広い範囲の産業の事情を知り、情報の共有を図りましょう。
- 病院を存続させるための働きかけを行いましょう。
- ボランティアを育成し、活動への参加を促進しましょう。
- 子どもとの交流を活発にし、地域の教育力を向上させましょう。
- 伝統芸能や文化財などにふれる機会を増やし、郷土への愛着を育てましょう。

協働の取り組み



市 章

志摩市の「S」をモチーフに、志摩市の地形と「自然の環、地域の輪、人の和で創る志摩の国」をイメージし、躍動する曲線で「志摩市」の飛躍する姿を表現しています。

3つの円は、「自然の環、地域の輪、人の和」を表し、緑には、新鮮さや成長という意味が含まれ、「自然に恵まれた豊かな暮らし」を象徴しています。

(平成 17 年 2 月 10 日制定)

志摩市総合計画 後期基本計画 [概要版]

平成 23 年 3 月

発 行：志摩市

編 集：志摩市企画部企画政策課

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL.0599-44-0205 FAX.0599-44-5252

